

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
(給与) 第7条 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の68.75</u> を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。以下「特定幹部職員」という。)にあっては、 <u>100分の58.75</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(給与) 第7条 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70</u> を乗じて得た額(事務職等給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(理事長が別に定める職員に限る。以下「特定幹部職員」という。)にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の60</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	・組合との交渉結果を踏まえ、勤勉手当支給月数の改定を行うための改正
(略) 8 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、 <u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあっては <u>100分の58.75</u> )を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(略) 8 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50</u> (特定幹部職員にあっては <u>6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の60</u> )を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	
(略)	(略)	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。